

平成29年10月

お客様各位

美浜ガス株式会社

ガス小売供給約款変更のお知らせ

拝啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚くお礼申し上げます。
来月11月中に、町営住宅C号棟の取壊しに伴いましてガス小売供給約款を一部変更させていただきます。

ご不明な点がございましたら、ご連絡頂ければ、ご対応させていただきます。
よろしくお願い致します。

敬具

記

変更の内容

項目	現行	変更後
本小売約款の 実施時期	平成29年 4月1日	平成29年11月15日
供給地点	C号棟 8戸 1～8 部分を削除	
供給地点数	合計 124地点	合計 116地点

お問い合わせ先

美浜ガス株式会社（登録番号 E0061）

電話番号 0569-82-1525

※ (下線) 部分が今回の変更箇所となります。

ガス小売供給約款

平成29年11月15日

河和団地

美浜ガス株式会社

ガス小売供給約款

条	項	目 次	頁	
章	条			
I		小売約款の適用		
	1	適用	1	
	2	小売約款及び変更の揭示等	1	
	3	用語の定義	1	
II	4	日数の取扱い	3	
		使用の申込み及び契約		
	5	使用の申込み	3	
	6	契約の成立及び変更	4	
	7	使用又は工事の承諾	4	
	8	名義の変更	5	
	9	ガス小売供給契約の解除	5	
	10	契約消滅後の関係	5	
	III		工事及び検査	
		11	工事の設計見積り等	6
12		工事の実地	6	
13		工事に伴う費用の負担	7	
14		工事費等の申受け及び精算	10	
15		供給施設等の検査	11	
IV		検針及び使用量の算定		
	16	検針	11	
	17	計量の単位	12	
	18	使用量の算定	12	
V	19	使用量のお知らせ	14	
		料金等		
	20	料金の適用開始	14	
	21	支払期限	14	
	22	料金の算定及び申受け	15	
	23	単位料金の調整	16	
	24	料金の精算等	17	
	25	料金の支払方法	17	
	26	料金の口座振替	17	
27	料金の払込み	17		

条 章	項 条	目 次	頁
V	28	料金の当社への支払日	17
	29	料金の支払順序	18
	30	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	18
VI		供給	
	31	供給ガスの圧力及び成分	18
	32	供給又は使用の制限等	18
	33	供給停止	18
	34	供給停止の解除	19
	35	供給制限等の賠償	19
	VII		保安
36		供給施設の保安責任	20
37		周知及び調査義務	20
38		保安に対するお客さまの協力	20
39		お客さまの責任	21
VIII		その他	
	40	使用場所への立入り	21
附則			
	1.	本小売約款の実施時期	22
	2.	本小売約款の実施に伴う切替措置	22
	3.	ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	22

別表

- 第1 供給地点
- 第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式
- 第3 一般契約に適用する料金表
- 第4 早取料金の日割計算 (1)
- 第5 早取料金の日割計算 (2)
- 第6 供給ガスの圧力等

付録

ガス小売供給約款

I 小売約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が使用の申込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）及びその他の供給条件（以下「供給条件等」といいます。）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、別表第1に規定する供給地点に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 小売約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この小売約款を、当社の本社、支社、営業所及び当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）に掲示し、当社のホームページにも掲載いたします。
- (2) 当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の小売約款の揭示、書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、この小売約款の変更に関する異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。
- (4) 当社は、小売約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に掲示して周知いたします。
- (5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、次の各号のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に規定する場合を除きます。
 - ① 変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所並びに契約年月日及び供給地点特定番号（以下、3(20)の規定により、「お客様番号」と読み替えます。）を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更若しくはその他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次の各項に規定するとおりです。

— 圧力 —

- (1) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (2) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (4) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。（(6)から(13)までに規定する設備は全て「ガス工作物」にあたります。）

— 供給施設 —

- (5) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (6) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ、水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号の規定を全て満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更及び修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれ又は第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管及び供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること
- (7) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
 - (8) 「内管」… (7)に規定する境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (9) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (10) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

- (11) 「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増、長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (12) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (13) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止等に操作するガス栓をいいます。

— 消費機器 —

- (14) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (15) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (16) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視、通信設備等により読み取することをいいます。
- (17) 「消費税等相当額」… 消費税法の定めにより課される消費税及び地方税法の定めにより課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (18) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の定めに基づき記載するものです。
- (19) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (20) 「供給地点特定番号」… お客さまのガスの需要場所を特定する番号であり、当社において、お客様番号と読み替えます。

4. 日数の取扱い

この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申込み方を含みます。）又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ供給条件等の重要事項及びこの小売約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（12(1)ただし書の規定により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申込み方を除きます。）。
- (2) (1)に規定するガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置変え等供給施設を変更することをいいます。

- (3) お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込んでいただきます。
- (4) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客様のため(1)に規定するガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取扱います。

一 ガスメーターの決定 一

- (5) 当社は(1)に規定する申込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。
- (6) 家庭用にガスを使用される場合には、(5)に規定する標準的ガス消費量を算出にするにあたり、次の各号に規定する消費機器を算出の対象から除きます。
 - ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの
 - ② 暖房機器、温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）
- (7) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえ(5)に規定する標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5(1)に規定するガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。
- (3) お客様が新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、希望日からガスの供給を開始いたします。
- (4) お客様が、他の事業者から当社に切替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。
- (5) お客様が、ガス小売供給契約の変更を申出られた場合、その変更は、申出の日から10日以降の定例検針日の翌日から適用いたします。

7. 使用又は工事の承諾

- (1) 当社は、5(1)に規定するガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合並びに特別の事情があると認めた場合を除き、承諾いたします。

- (2) 当社は、次の各号の規定に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路、河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下、「法令等」といいます。）の定めによってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難である、又は保安の維持が困難であると認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、申込者が当社との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）で定められた料金をそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、(2)又は(3)の規定による場合若しくは特別の事情があると認めた場合で、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できないとき、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス小売供給契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)に規定する場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス小売供給契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申込んでいただきます。

9. ガス小売供給契約の解除

- (1) ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）を指定して、その旨を営業所等に通知していただきます。その場合、当社はお客さま本人の意思によるものであることを確認いたします。
- なお、特別の理由なくして、当社が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解除日といたします。
- (2) お客さまが当社にガス小売供給契約の解除通知をしない場合であっても、既に転居されている等、明らかにガス小売供給契約を解除したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、解約したと認められる時点で、既に33の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、7(2)の各号の規定に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス小売供給契約を解除することがあります。

- (4) 当社は、33の規定に掲げる事由によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその事由となった事実を解消しない場合には、文書等でお客さまに解除日の遅くとも15日前と5日前の2回通知したうえで、ガス小売供給契約を解除することがあります。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス小売供給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9各項の規定によってガス小売供給契約が解除されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、9各項の規定によってガス小売供給契約が解除された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 工事及び検査

11. 工事の設計見積り等

当社は、5(1)に規定するガス使用又はガス工事の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。

12. 工事の実施

一 ガス工事の施工者等 一

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に規定する工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で次の各号の規定いずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を変える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を変える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取替える工事
 - ⑥ ①から⑤までに規定する工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で決めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要であるとき、お客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせませす。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)に規定する気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

— ガスメーターの設置 —

- (7) 当社は、1 需要場所に付きガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、次の各号の規定に該当する場合には、原則として次の各号の規定によって取扱います。

なお、お客様の申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所に付きガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の(イ)から(ハ)までに規定するすべての条件に該当する場合をいいます。

- (イ) 各戸が独立的に区画されていること
- (ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
- (ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」といいます。）には、住宅部分については①の規定により、非住宅部分については②の規定により取扱います。

- (8) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

— 供給施設等の設置承諾 —

- (9) 当社は、3 (7)に規定する境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。

- (10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス小売供給契約を締結した場合、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

13. 工事に伴う費用の負担

一 供給施設の所有区分と工事費 一

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置又は撤去していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)の規定において同じ。）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に規定する方法により算定した見積単価（ただし、②に規定する工事を除きます。）に、内管の延長、ガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり、1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、営業所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次のイからハまでの規定に掲げる工事、付帯工事その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実地する工事

ロ 特別な設備の組込みを必要とする、又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に規定した規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組込まれた工事材料をお客様が提供する工事

- (4) お客様の申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) (4)に規定する整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (6) ガスメーターは、当社所有のものを設置するものとし、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様に負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (7) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、(10)に規定する場合を除き当社が負担いたします。ただし、お客様の申込みにより供給管の位置変え又は撤去を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様に負担していただきます。
- (8) 本支管及び整圧器（(4)に規定する整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、その工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、(10)に規定する場合を除き当社が負担いたします。

一 工事材料の提供と工事費算定 一

- (9) 当社は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次の各号の規定により工事費を算定いたします。
 - ① 当社は、お客様が工事材料を提供する場合（②に規定する場合を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)に規定する工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）をお客様に負担していただきます。
 - ② 当社は、当社が別に規定した規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組込まれた工事材料をお客様が提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に規定する検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）をお客様に負担していただきます。
 - ③ ②に規定するお客様が提供する工事材料とは、次のイ、ロに規定するすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定等について契約を締結していただきます。
 - イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計及び施工基準に適合するものであること
 - ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ、組込まれたものであること

一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 一

- (10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次の規定により取扱います。

- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。
- ② 当社は、その供給地点のうち、3年以内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えたものといたします。）を工事負担金として、建築事業者等に負担していただきます。

その場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

— 修繕費の負担 —

- (11) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまに負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は、当社が負担することを原則といたします。

— 工事の変更、解除の場合の損害賠償等 —

- (12) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約が変更又は解除される場合は、当社が既に要した費用及びこれらの契約の変更又は解除によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)の規定に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解除もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。
- (13) (12)の規定に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次の各号に規定するとおりといたします。
 - ① 既に実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含むものといたします。）
 - ② 既に工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものといたします。）
 - ③ 原状回復に要した費用
 - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

14. 工事費等の申受け及び精算

- (1) 当社は、13(3)から(7)まで及び(9)の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事費を、原則としてその工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申受けます。
- (2) 当社は、13(10)の規定によりお客さまに負担していただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申込みをいただいたときに新たな本支

管及び整圧器（13(4)に規定する整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態になった日をいいます。）の前日までに全額申受けます。

(3) 当社は、次の各号の規定に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申受け、お客さまに負担いただく13(3)から(7)まで、(9)及び(10)の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申受けることができます。

① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として3ヶ月を超える工事をいいます。）

② その他、当社が特に必要と認めた工事

(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申出があれば、工事完成日以降に申受けることができます。

(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申込みに基づき、保安上の理由により取替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申出があれば、工事完成日以降に申受けることができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。

(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申受けます。

(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の各号の規定に掲げる事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。

① 工事の設計後にお客さまの申出により、導管の延長、口径及び材質並びにその他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物、掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき

③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものといたします。）又は労務費に著しい変動のあったとき

④ その他工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）に著しい差異が生じたとき

(8) 当社は、13(10)の規定によりいただいた工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じたときは、精算いたします。

15. 供給施設等の検査

(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。（2）の規定において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

(2) お客さまは、内管、ガス栓、消費機器等の検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料を負担していただきます。

- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立会うこと又は代理人を立会わせることができます。

IV 検針及び使用量の算定

16. 検針

— 検針の手順 —

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は次の各号の手順により規定します。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社は、(1)に規定する定例検針日以外に次の各号に規定する日に検針を行います。
 - ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④に規定する場合を除きます。）
 - ② 9(1)から(3)までの規定により解除等を行った日
 - ③ 3.3の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 3.4(1)の規定によりガスに供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取替えた日

— 検針の省略 —

- (3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が14日（2.1(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、ガス小売供給契約が9(1)又は(2)の規定により解除される場合で、解除の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解除の期日までの期間が14日（2.1(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解除の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解除の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 当社は、(2)③に規定する供給停止に伴う検針日から(2)④に規定する供給再開に伴う検針日までの期間が14日（2.1(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 当社は、お客さまの不在、災害等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。

- (3) 18(9)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取替えた場合には、取外したガスメーター及び取付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

- (2) (1)に規定する「検針日」とは、次の各号に規定する日をいいます（(3)、(7)及び21(1)の規定において同じ。）。

- ① 16(1)及び(2)①から④までに規定する日であって、検針を行った日
- ② 18(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)に規定する「料金算定期間」とは、次の各号に規定する期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③に規定する場合を除きます。）
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は34(1)の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 33の規定によりガスの供給を停止した日に34(1)の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客様が不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次に規定する算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)の規定により算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を①に規定する算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を②に規定する算式で算定した使用量に、おのおの見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$ （小数点第2位以下の端数は切上げます。）

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

（備考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次の各号に規定するとおりといたします。
- ① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルといたします。
 - ② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その試用期間に応じて算定した使用量といたします。
- (7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

一 災害、ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 一

- (8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)までの規定に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損、滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)の規定に準じて使用量を算定し直します。
- (9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取替えた日の前3ヶ月分を超えない範囲内で、別表第2に規定する算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- (10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3ヶ月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)に規定する基準により算定することがあります。なお、お客さまより申出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

19. 使用量のお知らせ

当社は、18各項の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

V 料金等

20. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日又は34(1)の規定により供給を再開した日から適用いたします。

21. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払い義務は、次の各号の規定に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
 - ① 検針日（16(2)①、④及び18(8)に規定する場合を除きます。）
 - ② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
 - ③ 18(8)前段又は(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19の規定により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は、(3)に規定する支払期限までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日までといたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに当社で規定した1月2日、1月3日、8月14日及び8月15日をいい、22(1)及び33の規定においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限といたします。

22. 料金の算定及び申受け

— 早収料金 —

- (1) 当社は、(2)の規定により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。

— 早収料金の算定方法 —

- (2) 当社は、別表第3に規定する料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は23各項の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの指示値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早収料金を算定いたします。（(5)及び(6)の規定による場合も同様といたします。）

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (3) 当社は、(4)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1ヶ月」として早収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、次の各号の規定に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
 - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

- ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ③ 9(1)から(3)までの規定により解除等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ④ 33の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16(5)の規定により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑤ 34(1)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16(5)の規定により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑥ 32(1)の規定によりガスの供給を中止し、又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (5) 当社は、(4)①から⑤までの規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第4の規定によります。
- (6) 当社は、(4)⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第5の規定によります。

— 端数処理 —

- (7) 当社は、早収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (8) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金（税抜）及び単位料金（基準単位料金（税抜）又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

23. 単位料金の調整

- (1) 当社は、別表第3の2(2)に規定した各3ヶ月間ごとに(2)②の規定により算定した平均原料価格が(2)①に規定する基準平均原料価格を上回る、又は下回る場合は、次のイ、ロに規定する算式により別表第3に規定する各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)に規定するとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記イ、ロに規定する算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次の各号に規定するとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

80, 700円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第3の2(2)に規定した各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が129, 120円以上となった場合は129, 120円といたします。なお、平均原料価格は、当社の営業所等に掲示又はホームページ等に掲載いたします。

③ 原料価格変動額

次のイ、ロに規定する算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

24. 料金の精算等

(1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既にいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

(2) 当社は、既に料金としていただいた金額と18(9)から(11)までの規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。

25. 料金の支払方法

料金は、口座振替、払込みその他の方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、34(1)①及び②に規定する料金並びに口座振替によるお支払いが不能となっている料金は、払込み等の方法によりお支払いいただくこととし、当社が必要と認めた場合は、当社が伺わせる集金員にお支払いいただくことがあります。

26. 料金の口座振替

(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。

(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。

- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

27. 料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次の各号に規定するいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関、当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社の営業所等

28. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

29. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

30. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料その他の料金の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次の各号に規定するいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関等
- ② 当社の営業所等

VI 供給

31. 供給ガスの圧力及び成分

- (1) 当社は、別表第1の規定に掲げる供給地点に対し、別表第6に規定する圧力及び成分（以下「圧力等」といいます。）のガスを供給いたします。
- (2) 当社は、(1)に規定するガスの圧力等を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。

32. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号の規定に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をして、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
 - ① 災害等その他の不可抗力による場合

- ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ④ 法令の定めによる場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（38(1)に規定する処置をとる場合を含みます。）
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合（38(4)に規定する処置をとる場合を含みます。）
- (2) 当社は、31(1)に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をして、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

33. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号の規定に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①から③までの規定に掲げる事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも15日前及び5日前に2回予告いたします。

- ① 支払期限を超過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 当社と他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①に規定する事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この小売約款の規定に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 40の規定に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒んだ、又は妨害した場合
- ⑤ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある、又は不正にガスを使用された状況において、当社がその旨を警告しても改めただけでない場合
- ⑥ 3(7)に規定する境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し、又は失わせて当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 38(5)の規定に違反した場合
- ⑧ その他この小売約款の規定に違反し、その旨を警告しても改めない場合

34. 供給停止の解除

- (1) 33の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号の規定に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立会っていただきます。

- ① 33①の規定により供給を停止した場合に、支払期限が到来した全ての料金を支払われたとき

- ② 33②の規定により供給を停止した場合に、当社との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限が到来した全ての料金を支払われたとき
 - ③ 33③から⑧までの規定により供給を停止した場合に、その事由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたとき
- (2) 当社は、供給の再開は原則として午前8時15分から午後5時15分の間に速やかに行います。

35. 供給制限等の賠償

当社が9(4)、32各項又は33の規定により解除、供給若しくは使用の制限、又は中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保安

36. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、13(1)又は(4)の規定によりお客さまの資産となる3(7)に規定する境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)に規定する供給施設について(3)に規定する検査、緊急時の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(8)、(14)等に規定する内管、消費機器等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。なお、調査の際はお客さま等の立会いが必要となります。

37. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じ、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修する、使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)に規定するお知らせにかかわる消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

38. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客様に当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)に規定する場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客様は、36(3)及び37(2)に規定する通知を受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修する、使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内又は建物内に設置した供給施設又は消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用をお客様に負担していただくことがあります。また、場合によっては使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客様が当社の承諾なしに供給施設を変更する、又は供給施設若しくは31(1)に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 当社が12(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針、検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

39. お客様の責任

- (1) お客様は、37(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合、又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。

Ⅷ その他

40. 使用場所への立入り

当社は、次の各号の規定に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の供給施設又は消費機器の設置の場所に立入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立入ることを承諾していただきます。また、保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立入ることを承諾していただきます。なお、お客様の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④ 9(1)から(4)までの規定による解除等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 32各項又は33の規定による供給又は使用の制限若しくは中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

附則

1. 本小売約款の実施時期

本小売約款は、平成29年11月15日から実施いたします。

2. 本小売約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成29年3月31日まで本小売約款の施工前における約款（以下「旧約款」といいます。）の適用があり、旧約款より継続して平成29年4月1日以降本小売約款が適用されるお客さまについて、平成29年3月31日が含まれる料金算定期間の早収料金は、旧約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 河和団地

供給地点

愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田171

1号棟	12戸	101~104	201~204	301~304
2号棟	6戸	101~102	201~202	301~302
3号棟	6戸	101~102	201~202	301~302
5号棟	18戸	101~106	201~206	301~306
6号棟	18戸	101~106	201~206	301~306
7号棟	18戸	101~106	201~206	301~306
8号棟	18戸	101~106	201~206	301~306

A号棟 5戸 1~5

B号棟 5戸 1~5

~~~~~  
河和第二団地

10戸 E-1、E-2  
F-1、F-2、F-3  
G-1、G-2  
H-1、H-2、H-3

供給地点数

合計 116地点

## (別表第2)

### ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

$V_1$  は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

## (別表第3)

### 一般契約に適用する料金表

#### 1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### 2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は23各項の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次の各号に規定するとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が4月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が7月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が10月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

#### 3. 料金表A

(1) 基本料金

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1ヶ月及びガスメーター1個につき | 1,179.3600円(税込) |
|                  | 1,092.00円(税抜)   |

(2) 基準単位料金

|            |               |
|------------|---------------|
| 1立方メートルにつき | 503.7120円(税込) |
|            | 466.40円(税抜)   |

(3) 調整単位料金

(2)に規定する基準単位料金（税抜）を基に23各項の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 4. 料金表B

##### (1) 基本料金

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1ヶ月及びガスメーター1個につき | 1,704.3480円(税込) |
|                  | 1,578.10円(税抜)   |

##### (2) 基準単位料金

|            |               |
|------------|---------------|
| 1立方メートルにつき | 438.0804円(税込) |
|            | 405.63円(税抜)   |

##### (3) 調整単位料金

(2)に規定する基準単位料金（税抜）を基に23各項の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 5. 料金表C

##### (1) 基本料金

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1ヶ月及びガスメーター1個につき | 4,559.4360円(税込) |
|                  | 4,221.70円(税抜)   |

##### (2) 基準単位料金

|            |               |
|------------|---------------|
| 1立方メートルにつき | 342.9108円(税込) |
|            | 317.51円(税抜)   |

##### (3) 調整単位料金

(2)に規定する基準単位料金（税抜）を基に23各項の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## (別表第4)

### 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第3の規定を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cに規定する適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1ヶ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金(税抜)

基本料金(税抜) × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第3に規定する料金表における基本料金(税抜)
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3に規定する料金表における基準単位料金(税抜)又は23各項の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の規定における適用基準と同様といたします。



## (別表第5)

### 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。なお、別表第3の規定を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cに規定する適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1ヶ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金（税抜）

$$\text{基本料金（税抜）} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) \div 30$$

(備考)

- ① 基本料金（税抜）は、別表第3に規定する料金表における基本料金（税抜）
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以下の場合は30日
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3に規定する料金表における基準単位料金（税抜）又は23各項の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の規定における適用基準と同様といたします。

## (別表第6)

### 供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

- |                   |   |                     |              |
|-------------------|---|---------------------|--------------|
| (1) 圧力            | } | 最高圧力                | 3. 2キロパスカル   |
|                   |   | 最低圧力                | 2. 2キロパスカル   |
| (2) ガスの規格         |   | 「い号」                | LPガス         |
| (3) 液化石油<br>ガスの成分 | } | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 | 95パーセント以上    |
|                   |   | エタン及びエチレンの合計量の含有率   | 5パーセント以下     |
|                   |   | ブタジエンの含有率           | 0.5パーセント以下   |
| (4) 熱量            |   |                     | 100.46メガジュール |

# 付録